

死亡届

(タイ人の死亡届)

事前に当館まで下記の必要書類を郵送してください。

書類を確認が出来次第、当館からメール又は電話でお知らせ致します。

死亡証明書申請必要書類

1. タイ人死亡者の書類

- (1) 死亡届記載事項証明書（日本外務省領事局証明班の認証を受けてから3ヶ月以内のもの）
- (2) 死亡届記載事項証明書のタイ語翻訳（[翻訳例文](#)）
- (3) 埋火葬許可証（外務省領事局証明班の認証を受けてから3ヶ月以内のもの）
- (4) パスポートのコピー
- (5) タイ国民身分証明書のコピー
- (6) タイ住居登録証のコピー
- (7) タイ婚姻証明書又は家族状態登録簿（KhorRor.22）のコピー
- (8) 氏名変更証明書のコピー（変更があった場合）
- (9) 日本国在留カードコピー

2. 届出人の書類

日本人配偶者の場合

- (1) 申請書（[ダウンロード](#)）
- (2) 死亡届書 ※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (3) パスポートのコピー又は運転免許証コピー
- (4) 戸籍謄本（外務省領事局証明班の認証を受けてから3ヶ月以内のもの）
※日本人のみ

タイ人家族の場合

- (1) 申請書（翻訳及び外務省の認証）※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (2) 死亡届書 ※タイ語（[ダウンロード](#)）
- (3) パスポートのコピー
- (4) タイ国民身分証明書のコピー
- (5) タイ住居登録書のコピー
- (6) 氏名変更証明書のコピー（変更があった場合）
- (7) 日本国在留カードのコピー

手数料

死亡届：なし

外務省の認証に対する認証の手数料：3,000 円

タイ語訳文に対する認証の手数料：3,000 円

備考

- 当総領事館は審査に際して追加の書類の提出を求める場合があります。
- 書類コピーの場合、パスポートと同一の署名をしてください。
- 来館の際は必ず書類の原本を持参してください。

お問い合わせ先

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町 1-9-16

バンコック銀行ビル 4 階

タイ王国大阪総領事館（領事部担当）

TEL:06-6262-9226,9227 （電話対応時間：午後 3 時 30 分～5 時 30 分）

FAX:06-6262-9228